

## 14 環境関係

### ア リサイクル・廃棄物

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
拡大生産者責任等の推進 （環境省、経済産業省）	廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準（環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の情報提供措置等）の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。	逐次実施			（環境省） デポジット制度については、平成15年3月から、サッカー場での飲料カップ（リユースカップ）に関するデポジット制度の実証調査を行うなど検討を進めているところである。 （経済産業省） 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインは、事業者の自主的な取組を促進することを目的に、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を整理したものととして平成2年に作成された。以来累次の改定を経る中で、対象品目・業種の拡大、取組内容の充実が図られてきたが、平成16年9月には、平成15年10月のガイドラインの大幅な改定を踏まえ、その後1年間の3R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について点検を行うとともに、目標値の見直しなどを行った。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 （環境省）	感染性廃棄物以外の特別な配慮を必要とする廃棄物の取扱いについて検討し、所要の措置を講ずる。	措置			<p>（環境省）</p> <p>注射針等鋭利な廃棄物の取扱いについては、「感染性廃棄物処理マニュアル」（平成16年3月）により、感染性廃棄物と同様の取扱をするよう定めたところである。</p> <p>廃抗悪性腫瘍剤等について、平成15年度に調査を実施し、現状において不適正な廃棄物処理による環境影響の実態はないとの結果を得ている。更に、海外事例調査を実施中であり、取扱いについて検討を進めているところである。</p>	
一般廃棄物処理における民間参入の推進 （環境省）	一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。	逐次実施			<p>（環境省）</p> <p>市町村が行うごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の整備については、民間資金の積極的活用を図るため、平成12年度から民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定するPFI選定事業者に対する国庫補助制度を創設したところ。平成16年度においては、PFI法に基づき整備された4施設に対して国庫補助を行った。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
貨物駅等における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈の明確化 （環境省）	貨物駅等において、一定の条件の下で産業廃棄物が密閉封印されたコンテナをトラックに載せ替える作業は「積替え・保管」には該当しないなど、法令上の「積替え・保管」に関する解釈を明確化する。	措置			（環境省） 平成17年3月に通知を発出。 【環廃対発第050328005号】	
汚泥の脱水施設に関する廃棄物処理法上の取扱いの明確化 （環境省）	汚泥の脱水施設のうち、水処理施設と一体的に運転管理されるなど、独立した施設とはみなされない場合については、廃棄物処理法上の許可が必要な施設には含むものではないなど、当該施設に関する解釈を明確化する。	措置			（環境省） 平成17年3月に通知を発出。 【環廃対発第050328005号】	
再生利用認定制度の事務処理の迅速化 （環境省）	再生利用認定制度に係る申請の手引きを作成するとともに、標準処理期間を設定する。	措置			（環境省） 再生利用認定制度に係る申請の手引きを作成し環境省ホームページにて公開するとともに、標準処理期間を3ヶ月と設定済み。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
廃棄物処理施設の設置・変更の許可申請手続きに伴う提出書類の簡素化 （環境省）	廃棄物処理施設の設置・変更の許可に係る申請書類について、先行許可に係る許可証の提出をもって欠格要件に係る書類を代替できる措置が一層活用されるよう所要の措置を講じるとともに、同一申請者が同時に複数の処理施設の設置等の許可を申請する場合に申請書類の提出の簡素化を図るなど、所要の措置を講じる。	措置			（環境省） 一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可の申請をする場合に、過去5年間に別途一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可を取得している場合には、住民票の写し等の一部又は全部の省略を可能とするなど、申請書類の簡素化について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の改正を行い、平成17年4月1日から施行する予定である。 産業廃棄物処理施設については、省令改正及び施行通知により措置済み（平成16年4月1日施行）。	
企業の分社化等に対応した廃棄物処理法上の取扱いの見直し （環境省）	分社化等の企業経営の変化に対応して、排出事業者の補助者（排出事業者が廃棄物の処理を自ら行っているものとして許可の対象としない者）として認められる範囲について明確化する。	措置			（環境省） 平成17年3月に通知を発出。 【環廃対発第050328005号】	
「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化 （環境省）	廃棄物に該当するか否かの判断に際して、輸送費の扱い等に係る解釈が都道府県等により異なるとの指摘を踏まえ、統一的な解釈を示す。	措置			（環境省） 平成17年3月に通知を発出。 【環廃対発第050328005号】	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
硫酸ピッチの不法投棄に係る罰則の強化 （環境省）	現行廃棄物処理法においても廃棄物の不法投棄については厳しい罰則を科しているが、これに加え、硫酸ピッチの不適正保管などの不適正処理について処罰の厳格化を図る。 （第159回国会に関係法案提出）	法案成立後公布、措置（公布後6ヶ月以内に施行予定）			（環境省） 廃棄物処理法を改正（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第40号））し、硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定、定められた基準以外での保管や処分等を禁止、これに違反した場合は直罰、と規制を強化した（平成16年10月27日施行）。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
容器包装リサイクル法の評価・検討 （財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）の施行後10年を経過した場合において、一部規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされているが、これを踏まえ、広く関係者からの要望等も含めて、関係省庁において評価・検討を行う。		検討		（環境省） - 平成16年7月21日から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において、市民団体や産業界等の容器包装リサイクル法関係者を加えた拡大審議を開始し、現在、容器包装リサイクル法に関する評価・検討を行っているところである。 （経済産業省） 平成16年8月から、産業構造審議会と中央環境審議会の合同で容器包装リサイクル制度の評価・検討に関する審議を開始し、12月までは両審議会合同で関係者（自治体、産業界、リサイクル事業者、市民団体等）からのヒアリングを実施（6回）。平成17年1月には論点整理を行い、現在は産業構造審議会と中央環境審議会の両審議会において、個別課題について審議中。 （財務省、厚生労働省、農林水産省） 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGでの評価・検討を注視しつつ、関係業界の意見聴取、検討を行っている。なお、農林水産省においては、両審議会の論点整理を踏まえて平成17年3月から「食品容器包装のリサイクルに関する懇談会」を開催し、検討を行っているところである。	

# イ 地球温暖化

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
温室効果ガスの発生削減 （環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省）	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）、食品廃棄物リサイクル等の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p> <p>d 効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特徴を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。</p> <p>費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法</p>	逐次実施			<p>（環境省）</p> <p>a 温暖化対策技術の効果的・効率的かつ大規模な普及に資する新たな温暖化対策ビジネスの起業を支援するための予算を16年度に引き続き17年度も措置する予定。</p> <p>費用効果的かつ確実な削減を図るため、削減約束、設備補助及び排出枠の取引をセットにした自主参加型の国内排出量取引制度を平成17年度から導入する。</p> <p>（農林水産省）</p> <p>b セミナーの開催、パンフレットの配布等による食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図っている。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>c 従来より、低公害車の開発・普及、交通流対策等の自動車交通対策やモーダルシフト・物流の効率化、公共交通機関の利用促進等の環境負荷の小さい交通体系の構築を推進している。また、平成16年6月に「国土交通省環境行動計画」を策定し、経済産業省等と連携のうえ、グリーン物流パートナーシップ会議を設置し、荷主企業と物流事業者が連携・協働して行うCO2排出量削減の取組支援を図るほか、環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指した地域の先進的な取組を集中的に支援するESTモデ</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。</p> <p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。</p> <p>g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。</p>				<p>ル事業を推進している。</p> <p>（環境省）</p> <p>c 国民の具体的な取組の実践である「環のくらし」を推進するため、各界著名人から成る「環のくらし応援団」と協力したメッセージ発信をはじめ、エコ機器普及のための具体的な情報の提供、各種メディアを活用した普及啓発を進めている。16年度は36の地方公共団体、24の都道府県地球温暖化防止活動推進センターにおいて普及啓発事業を実施した。17年度は、国民一人ひとりに温暖化の危機的状況を伝え、具体的な温暖化防止行動の実践を促すため、経済界をはじめとする各界と連携しながら、環境月間である6月を中心にテレビ・新聞・雑誌・ラジオ、街頭・電車内ポスター、携帯電話広告などを用いた集中キャンペーンを実施する。</p> <p>（環境省）</p> <p>d 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの作業の一環として、経済的手法の代表的なものの一つである国内排出量取引制度について、対象施設指定型と自主参加型の2種類について検討を行った。この検討を踏まえ、平成17年度から自主参加型の国内排出量取引制度を導入する。</p> <p>（環境省）</p> <p>d 地球温暖化防止のための税制（環境税）とこれに関連する施策について検討を行った。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、環境税については「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」と位置づけられた。</p> <p>（環境省）</p> <p>e 地方公共団体による再生可能エネルギー等の率先導入に対する支援事業などを予算措置しているほか、平成17年度は地域に再生可能エネルギーを集中的に導入する事業、住宅用太陽光発電システム等を導入して二酸化炭素低排出型の住宅を導入する事業に必要な予算を措置予定</p> <p>（経済産業省）</p> <p>e 平成17年度予算については、1666億円（環境省分含む）を計上し、低コスト化・高効率化を目指した技術開発や、地方自治体・事業者に対する設備設置補助を行う等、積極的な新エネルギー政策を推進しているところ。</p> <p>（経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>f 平成13年5月、総理の指示による政府一般公用車への低公害車の率先導入を推進。平成16年度末に政府の全ての一般公用車について、低公害車への切替えが完了。</p> <p>平成13年7月「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を促進</p> <p>具体的には以下の通り。</p> <p>なお、下記の施策により平成16年9月末時点での低公害車の保有台数は、約82.9万台となっている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車グリーン税制等による、低公害車、低燃費車の普及促進</li> <li>・地方公共団体及び民間事業者等に対する低公害車の導入及び天然ガス等の燃料供給設備の設置に要する費用の一部補助や低利子融資の実施</li> <li>・DME自動車等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証試験等を推進</li> <li>・平成17年3月、燃料電池自動車の安全・環境に係る基準を策定</li> <li>・低公害車フェア等普及啓発種の実施</li> </ul> <p>（経済産業省）</p> <p>f 天然ガス自動車・電気自動車等クリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、平成17年度予算で94億円を計上し、導入しようとする者に対して費用の一部を補助するとともに、燃料等供給設備を設置しようとする者に対し費用の一部を補助しているところ。</p> <p>（環境省）</p> <p>f 地方公共団体等の低公害車の率先導入を促進するため、平成17年度予算では3億2千万円を計上し、公営バスへの低公害車（電気、天然ガス、ハイブリッド）の導入や燃料供給設備の設置に対し補助するとともに、燃料電池自動車を率先導入する自治体を支援するため、平成17年度予算で新たに8千万円を計上し、リース費用の一部を補助しているところである。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					（環境省） g 基盤的な技術開発と市場化に直結した技術開発を民間企業、大学等からの提案公募方式により行う予算を16年度から措置しており、17年度も引き続き措置する予定。また、国立環境研究所を主体とした民間企業等との共同体制で、風力発電による電気やバイオマスから、燃料電池の燃料となる水素を製造する技術開発を15年度より実施している。	
ガスパイプラインの建設促進 （国土交通省、	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討し、所要の措置を講ずる。					
経済産業省、農林水産省)	a 埋設深度について、2MPa以上の高圧で市街地の道路下に埋設する場合であっても、当該道路の舗装厚や他の埋設物との離隔距離等に係る一定の基準に照らし支障なき場合には、1.8mではなく1.2mで足りることとする。	16年3月の結論を踏まえて措置			（国土交通省） 「高圧のガスの供給施設の道路占用の取扱いについて」（平成16年10月1日付け国道利第19号、国土交通省道路局長通達）により、2MPa以上の高圧のガスを供給するためのガス導管を道路の地下に設ける場合については、管と当該道路の車道の路盤との間に一定の離隔距離が確保されている場合等について、その埋設深度を1.2m以上とした。	
	b 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合に	実際上の必要が生じた場合に検討			（農林水産省） 実際上の必要が生じていないので実施していない。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	は、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。					
地球温暖化対策推進のための天然ガス火力発電所に係る環境アセスメントの見直し （環境省、経済産業省）	a 天然ガス火力発電所建設の場合及び土地の改変を伴わずより環境負荷の少ない火力発電所を建設する場合に、環境影響評価の標準項目について省略することが可能となる条件及び標準手法が簡略化可能となる条件を提示する。	措置			（経済産業省） 平成15年4月、環境審査顧問会火力部会に「環境影響評価項目・手法検討分科会」を設置し、同分科会において、天然ガス火力発電所建設の場合及び発電所リプレースの場合に標準項目を削除することが可能となる条件及び標準手法を簡略化することが可能となる条件について検討を行い、当該検討を踏まえ、「発電所に係る環境影響評価における項目削除・手法簡略化の考え方について」とする検討結果を原子力安全・保安院のHPにおいて公表した。 （平成16年3月31日 <a href="http://www.meti.go.jp/interface/nisa/regularly/3_announce/info.cgi?mode=content&amp;category=1&amp;page=73">http://www.meti.go.jp/interface/nisa/regularly/3_announce/info.cgi?mode=content&amp;category=1&amp;page=73</a> ）	
	b 環境影響評価の事例の積み重ねの中で、窒素酸化物や気象に係るデータの蓄積を進め、事業者が利用しやすいような当該データの整備・提供を図るとともに、気象条件や地理的条件、発電所の煙突の高さ、ばい煙排出速度等を加味した事業者が利用しやすい技術手法に関する知見の集積や提供を進める。	逐次実施			（経済産業省） 届出があった発電所にかかる環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書を原子力安全・保安院のHPにおいて閲覧（情報提供）できるよう平成16年4月1日より情報提供を開始。 引き続き、必要な情報を逐次、上記HPにより提供していく予定。	

## ウ ヒートアイランド

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 （環境省、国土交通省）	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	措置	逐次更新		<p>（環境省）</p> <p>a 調査研究の報告書については、逐次ホームページにて公表している。また、報告書に掲載しているデータを含めヒートアイランドに関連する情報について、ホームページにて整理・公表した。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html">http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html</a></p>	
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。	逐次実施			<p>（環境省）</p> <p>b ヒートアイランドのメカニズム解明に向けて3大都市圏において気温等の観測を行っている。また、ヒートアイランド現象による環境への影響について調査を行った。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>メカニズムの解明と対策の総合的評価手法の開発等为目标に、ヒートアイランド現象と対策効果の定量化に必要な実測調査や風洞実験、数値解析等による検討を実施した。</p> <p>また、関東地方の詳細な気温や風の分布を再現できる都市気候モデルを開発し、平成16年夏季における気温分布等を解析した。その結果を過去数十年間～100年間の平均気温、熱帯夜日数などの経年変化とともに報告書にまとめ、平成16年度末に公表した。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
都市形態及び地表面被覆の改善から見たヒートアイランド対策の推進（国土交通省）	<p>a 都市公園、公共空間の緑、民有の樹林地など、ヒートアイランド現象の緩和に資する都市の緑を総合的に確保する観点から、緑地の保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進する仕組みを整備する。</p> <p>このうち、都市に残された貴重な緑を保全する制度については、これまで大きな役割を果たしてきた厳しい行為規制を課する緑地保全地区制度のほか、届出制により緑を保全する地域制度を創設するなどの拡充を図り、積極的かつ機動的な緑の確保を図る。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）等に基づく近郊緑地保全区域の新たな指定の促進を図るとともに、近郊緑地の保全管理策の充実・強化を図ることにより、都市における緑地の積極的な確保を推進する。</p> <p>さらに、民有地が過半を占める市街地の緑を増加させ、人工化された地表面被覆の改善を図るため、建築物の敷地や屋上に緑化を求める措置を導入する。</p> <p>また、都市公園の整備を進め、緑を確保するため、借地方式で整備する都市公園の活用を進めるとともに、貴重な都市空間を階層的に有効活用する観点から駐車場や店舗などと公園を立体的に整備するための制度を創設する。</p>	措置			<p>（国土交通省）</p> <p>「都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）により都市緑地保全法の改正を行い、緑地の保全・緑化と都市公園の整備を総合的・一体的に推進するため、市町村が策定する「緑の基本計画」の計画事項に、地方公共団体の設置する都市公園の整備の方針等を追加するとともに、届出制により緑を保全する緑地保全地域制度、敷地が大規模な建築物の新築・増築について、その敷地内の緑化を義務づける緑化地域制度の創設を行った。</p> <p>また、管理協定制度を緑地保全地域内にも適用するとともに、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律を改正し、近郊緑地保全区域についても管理協定制度の適用対象とした。</p> <p>さらに、首都圏において近郊緑地保全区域の新規指定等に向け、関係地方公共団体と調整中である。</p> <p>また、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第109号）により都市公園法の改正を行い、都市公園の整備を進め、緑を確保するため、借地方式の都市公園について借地期限終了時に廃止できることを明確化することにより、借地方式による都市公園の整備の促進を図るとともに、土地の有効利用等を図るため、駐車場や店舗などの他の施設と都市公園とを立体的に整備することのできる立体都市公園制度の創設等を行った。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	b 自然環境の保全・再生・創出を総合的に考慮した水と緑のネットワークを形成するための施策等をまとめた「都市環境インフラのグランドデザイン」について、平成15年度に首都圏について取りまとめられるところであるが、近畿圏においても、自然環境の総点検を行うとともにグランドデザインの策定に取り組む。	措置			（国土交通省） 関係府省及び関係府県市からなる「近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議」を平成16年3月に設置し、また、関係各分野の有識者からなる研究会を平成16年8月に設置し、近畿圏における保全すべきまとまりのある自然環境の抽出に向けて作業中である。	
人工排熱の削減 （経済産業省、国土交通省、環境省）	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	逐次実施			（環境省） ヒートアイランド対策大綱に記載して、各種対策の導入を促進している。 （経済産業省、国土交通省） エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくトップランナー基準による機器のエネルギー消費効率向上を図った。具体的には、平成16年10月にトップランナー基準の対象機器であるガス調理機器の適用範囲の拡大（ガスオープン等の追加）を行った。 （経済産業省） 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法に基づく新エネルギー等の利用促進を図るとともに、新エネルギー及び省エネルギーの技術開発や導入促進に対する支援を実施した。 （国土交通省） ヒートアイランド対策大綱に基づき、平成16年7月にヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドラインを策定・公表するとともに、引き続き省エネ法に	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
					<p>よる建築物（2,000㎡以上、非住宅）の新築時等における省エネルギー措置状況の届出の義務付け、融資や補助による誘導等により、建物の断熱・緑化を推進している。</p>	
人工化された地表面被覆の改善（国土交通省、環境省）	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	逐次実施			<p>（環境省）</p> <p>ヒートアイランド対策大綱に記載して、各種対策の導入を促進している。</p> <p>（国土交通省）</p> <p>公園・緑地の整備を推進するとともに、公共公益施設の緑化、緑化施設整備計画認定制度の活用による建築物の敷地内の緑化の推進等を図った。また、「都市緑地保全法の一部を改正する法律」（平成16年法律第109号）において、緑化地域制度を創設した。さらに、平成17年度税制改正要望において、緑化重点地区又は緑化地域内等で市町村長の認定を受けた緑化施設に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税）が認められた。</p>	
ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等（環境省、国土交通省、関係府省）	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	逐次実施			<p>（環境省、国土交通省、関係府省）</p> <p>ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について、平成17年度に点検作業を行う。また、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
地方公共団体に おけるヒートア イランド対策の 推進 （環境省、国土交 通省、関係府省）	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、 関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒー トアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒート アイランド対策に係る計画の策定を促進する。	逐次実施			（環境省、国土交通省、関係府省） 東京都、大阪府などの地方公共団体と連携を密に し、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図る とともに、ヒートアイランド対策の推進について支援 している。	